

所得税制改革とその影響：労働供給による分析

横山，佳充

<https://doi.org/10.15017/3000085>

出版情報：経済論究. 88, pp.169-192, 1994-03-31. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：

所得税制改革とその影響

—労働供給による分析—

横 山 佳 充

1. はじめに

景気の低迷している現在において、政府により景気回復の主要な処方箋として所得税制度の改革が叫ばれている。この政策はマクロ的視点からみると、大幅な所得減税により、乗数効果を通じて有効需要を創出し景気回復をめざすものである。一方で、ミクロ的な視点からみると、所得税減税が施行されるということは、各家計の実質的な賃金率が高まることを意味し、その変化により各家計は、労働を提供する結果えられる可処分所得と、労働を回避することによる余暇の配分を最適なものに決定するであろう。たとえば減税によって実質的な賃金率の上昇に直面すると、ある家計は現在の所得水準を維持したまま余暇を選好するし、またある家計はより労働時間を提供することで現在より高い所得水準を選好するであろう。このことは家計ごとの所得と余暇の代替の弾力性に強く依存している。このように各家計の稼得所得と余暇の代替の弾力性が異なり個別に意志決定を行っている場合、社会全体の生産額、所得税収そして所得の配分を単純に推し量ることは難しい。

この論文の目的は、後者の視点にたつて、家計が異なる賃金率を提示され異なる趣向を持ち、最適な労働供給を行うとした前提の下で、政府の所得税制がいかなる影響を与えるか、またどの程度影響を与えるか、そしてその税制がどのような基準で容認されるかを、労働の供給面から考察を加えることである。ひきつづいて、現在政府によって議論されている所得減税政策により、課税後、課税前の所得総額及びその分配の状況がどう改善されるか、そして景気回復を

考える上でとりうる所得税政策に関しても考察を加える。

2. モデル

2.1 家計行動の仮定

所得税制の分析を行う上で、分析の基本的なモデルとして、家計の労働供給のモデルを用いる。この分析において、家計ごとに与えられる賃金率や、所得と労働の代替の弾力性は各家計ごとに異なっており、各家計は自分に対し与えられる賃金率や、家計自体が持つ代替の弾力性を知っているとする。そして政府の提示した所得税政策を考慮した上で、最適化行動を行うとする。そのためには人々の効用関数及び所得税の関数を特定化する必要がある。以下それを検討していく。

効用関数

人々の効用関数について、家計は代替の弾力性が一定の CES 型の効用関数を持つとする。しかしながら、社会を構成する家計はその弾力性の大きさにおいて異なっているとす。すなわち、各家計は

$$U(C, L) = [aC^{-\gamma} + bL^{-\gamma}]^{-1/\gamma} \quad (1)$$

という効用関数を持っていることになる。ただし、 C は可処分所得、 L は余暇であり、 a や b は可処分所得と余暇に関して課されるウェイトである。ここで σ を代替弾力性とする、

$$\sigma = \frac{1}{1+\gamma} \quad (2)$$

という関係があるが、このパラメータは各家計においては異なっているが、全体的にはある分布にしたがっているとす。

所得税関数

x を所得、所得税関数を $t(x)$ とおいて、所得に対する関数とみなす。分析の

ために関数型を特定化せねばならないが、ここでは定率税を採用し、所得税関数には線形関数を使用する。

所得税を線形とする事には議論の余地が残るが、線形により所得税を表すことは分析を容易にし、課税限度額の与える影響についての分析に有効である。もちいる所得税関数は

$$t(x) = \begin{cases} n_1(x - m_1) & x \geq m_1 \\ 0 & x < m_1 \end{cases} \quad (3)$$

とする。ここで n_1 は限界税率、 m_1 は課税限度額である。この関数を用いると、平均税率は所得に応じて上昇する。定率税に関して所得と平均税率の関係を表すと図1のようになる。

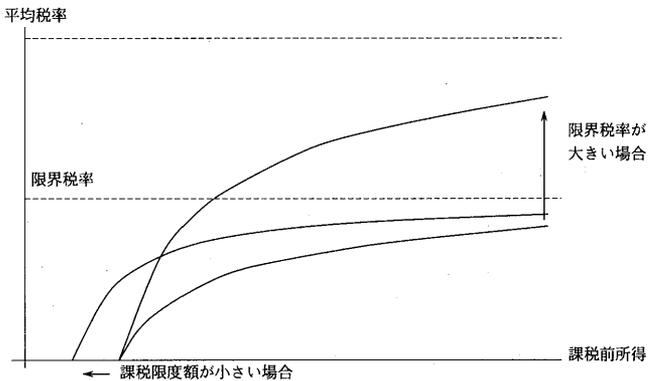


図1：定率税

賃金率

このモデルにおいては、賃金率 w は各家計に対し外生的に異なった値が与えられるものと仮定する。これは各家計のおかれている状況や能力等により、家計ごとに異なった賃金率が与えられていることを容認しているわけで、家計に同一の賃金率が提示されているとするよりも現実的である。ここで与えられる賃金率は家計ごとに異なり、社会全体でみるとこの賃金率はある分布にしたがっているものとする。

社会保険料

理論モデルにおいて社会保険料は、可処分所得にあたらなため、所得税と同様のものとして扱われるか、または無視される。しかし、低所得者層においては、社会保険料の消費支出に占める割合が大きいので、所得税とまとめて一括処理することは望ましくない。よって、このモデルでは社会保険料を所得税と分離している。社会保険料 $s(x)$ の中には、健康保険、厚生年金、雇用保険等を含んでおり、所得に関わらず一定の額拠出する部分の固定費と、所得に応じて一定の割合で拠出する部分の変動費があるので、線形関数を採用することにする。すなわち、

$$s(x) = n_2 x + m_2 \quad (4)$$

と特定化する。ここで n_2 は所得に応じて限界的に増加する保険料率、 m_2 は各家計にかかる基礎的な保険額を表す。

2.2 家計の最適化行動

家計は自分自身の時間を、労働及び余暇のいずれかに投入できるものとする。その際、一家計のもつ最大合計時間を1とする。したがって余暇時間を L で表したので、労働時間は $1-L$ によって表現できる。その下で家計は税制をも考慮し、労働と余暇の最適配分を考えるとす。すなわち、各家計は時間の振分けに対し最適な行動を行った結果、可処分所得が決定したものである。では実際に家計の最適化行動をみると、家計は政府が所得税制に関するパラメータの組合わせ τ を与えた後に行動すると考えるため、所得 x の家計に対する税金は $t(x|\tau)$ とすることができ、可処分所得は所得から税金と社会保険料を除いたものであるので家計は次の制約に直面している。

$$C = x - t(x|\tau) - s(x) \quad (5)$$

$$x = w(1-L) \quad (6)$$

この制約より、家計のとり行動は次のような最適化行動をしていると考える

ことができる。すなわち、

$$\begin{aligned} & \max. U(C, L) \\ & \text{s.t. } C = x - t(x|\tau) - s(x), x = w(1-L) \end{aligned} \quad (7)$$

を解いて行動している。より具体的には所得税関数により、線形所得税関数の場合、(3) であるため、家計は次の制約に直面している。

$$C = \begin{cases} (1-n_1-n_2)w(1-L) + m_1n_1 - m_2 & w(1-L) \geq m_1 \\ (1-n_2)w(1-L) - m_2 & w(1-L) < m_1 \end{cases} \quad (8)$$

したがって式 (1), (7), (8) により最適問題を解いて、整理する。

	Type 1
解	内点解
余 暇	$\frac{w(1-n_1-n_2) + m_1n_1 - m_2}{w(1-n_1-n_2) + (a/b)^\sigma w^\sigma (1-n_1-n_2)^\sigma}$
可処分所得	$\frac{(w(1-n_1-n_2) + m_1n_1 - m_2)(a/b)^\sigma w^\sigma (1-n_1-n_2)^\sigma}{w(1-n_1-n_2) + (a/b)^\sigma w^\sigma (1-n_1-n_2)^\sigma}$
限界税率	n_1
税 額	$n_1w(1-L) - n_1m_1$

Type 2	Type 3
内点解	端点解
$\frac{w(1-n_2) - m_2}{w(1-n_2) + (a/b)^\sigma w^\sigma (1-n_2)^\sigma}$	$1 - \frac{m_1 + m_2}{w(1-n_2)}$
$\frac{(w(1-n_1) - m_2)(a/b)^\sigma w^\sigma (1-n_2)^\sigma}{w(1-n_2) + (a/b)^\sigma w^\sigma (1-n_2)^\sigma}$	m_1
0	
0	0

このように、家計の行動は三つのタイプに分けることができる。これを図示すると図2のようになる¹⁾。以下では各家計が与えられた賃金率や税制パラメータのもとで、いずれかのタイプの行動をするものとする。Type 1 の家計は社会保険料の他に所得税を支払っている家計であって、Type 2 の家計は課税限度額以下にあるために、社会保険料のみで所得税を支払っていない家計である。Type 3 の家計は Type 2 の家計と同じように社会保険料のみしか支払っていないが、Type 2 と異なり端点解になっており、限界税率パラメータの微小な変化には影響を受けないので区別した。

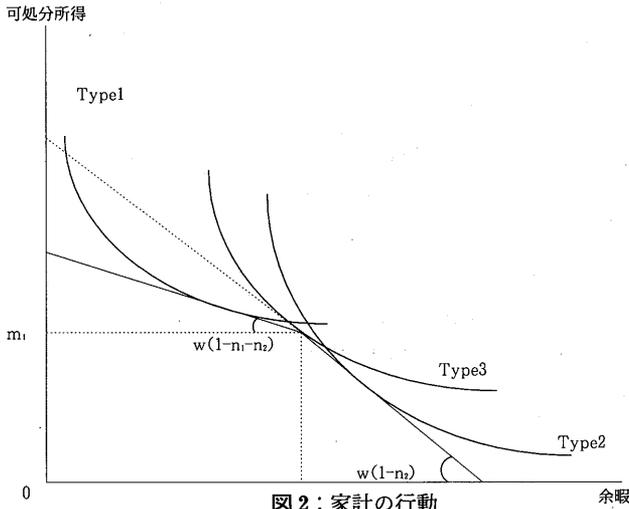


図2：家計の行動

2.3 最適行動の結果と評価

ここで社会における家計の数が N であるとし、第 i 家計の課税前所得を x_i とすると、課税前所得総額 Y_B は労働供給が労働市場において吸収される場合の総生産を表すと考えられ

$$Y_B = \sum_{i=1}^N x_i \tag{9}$$

1) この図においては三つのタイプの家計の行動をひとつの図で表示している。各家計に関しては賃金率が外生的に与えられ、この三つのタイプのいずれかの行動をとる。

一方、税収の総額は

$$T = \sum_{i=1}^N t(x_i) \quad (10)$$

第 i 家計の可処分所得 C_i は

$$C_i = x_i - t(x_i) - s(x_i)$$

であるので、社会全体の課税後所得総額（社会保険料も除く） Y_A を

$$Y_A = \sum_{i=1}^N C_i \quad (11)$$

のように各家計の可処分所得額の和として表現する事にし、可処分所得の相対的分配を表す変動係数 S は、平均を

$$\mu = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N C_i$$

分散を

$$V = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N (C_i - \mu)^2$$

として

$$S = \frac{\sqrt{V}}{\mu} \quad (12)$$

で定義される²⁾。以下ではこれらを用いることで分析を行う。

3. 推定

3.1 データの制約

データは総務庁統計局の『家計調査年報』第5表の勤労者世帯の10分位デー

2) 変動係数は相対的な所得分布を評価するためのひとつの尺度であるが、暗黙の価値観を内包していることに注意されたい。相対的な所得分布の評価を行う上で優れているのはローレンツ曲線であるが、ここでは分析の複雑化を防ぐため、変動係数に限定し分析を行った。

タを用いた。家計の個票データは入手できないので、データ上の制約があることを考慮しておかねばならない。これによって直接得られるデータは、

記号	変数名	『家計調査年報』の項目
C	可処分所得	可処分所得
x	課税前所得	実収入
t	所得税	非消費所得—社会保険料
s	社会保険料	社会保険料

であり、ここで『家計調査年報』の項目間においても、 $C=x-(t+s)$ という関係が成立している³⁾。

次に、所得税の関数を『家計調査年報』を用いて分析するための問題点について述べておく。『家計調査年報』における調査対象は二人以上の世帯を対象にしている。所得税は当然のことながら所得のみに依存するのではなく、家計の諸条件にも深く関わっている。特に現実の所得税制においては、扶養控除、住宅取得控除等の様々な控除項目をもうけており、そのことが所得税制を複雑にしている。特に階層間の分析を行う際には、低所得者層においては世帯人員が少なく、逆に高所得者層においては世帯人員が多いということが読取れる。したがって『家計調査年報』により得られたデータを、大蔵省発行の『財政金融統計月報』により報告されている夫婦者及び子供二人のモデルケースによる所得税負担と比べてみると若干の異なりが生じる。よって『家計調査年報』のより所得税関数を推定する場合と、『財政金融統計月報』のモデルケースによって推定する場合では、推定したパラメータの値が当然異なる。このふたつの選択において使用する所得税関数は『家計調査年報』によるものとした。このことは、必ずしも政府が提示する所得税制を推定すること自体が目的ではなくて、分析の目的は家計の行動にあるので『家計調査年報』における所得税関数の推定の方が有意義であると考えられるためである。

3) t の中には所得税、住民税の他に相続税、自動車車両税を含む。しかしながらデータが分割できないことと、所得税住民税に対し他の税のウェイトが小さいことより、『家計調査年報』の非消費支出の内容を社会保険料と他の項目に分類した。

また他の制約面としてはデータとして勤労者世帯を用いているが、これは全世界帯のデータにおいては非消費支出等の項目がなく、各階層における所得税額のデータが得られないことによっている。最後に十分位データを用いているために、最高所得階層にあたる第十分位の平均所得が1,100万円程度であり、2,000万円以上の高所得者層に関する分析に関しては、推定した所得税関数が大蔵省報告のモデルケースと大きく異なってしまうという問題点がある。しかしながら、『民間給与の実態』によると2,000万円以上の所得を得ている給与所得者層はわずか全体の0.3%であり、家計の行動が分析対象の場合には問題にはならないと考えられる⁴⁾。

3.2 所得税関数の推定

推定においてはデータはすべて年額になおして計算した。所得税関数を線形にした場合は $t = n_1x - m_1n_1$ の形に変型して推定する。その推定結果は表1である⁵⁾。

年	$-m_1n_1$	n_1	R^2	SE
1990	-605,095 (-6.180)	0.18365 (12.480)	0.97527	104,820
1991	-613,440 (-6.526)	0.18045 (13.498)	0.97874	104,346
1992	-711,143 (-5.991)	0.19654 (11.896)	0.97288	126,239

表1：所得税関数の推定結果

以上より線形所得税関数のパラメータについて推定値を得ることができた。それらは表2である。

年	課税限度額 m_1	限界税率 n_1
1990	3,294,771	0.18365
1991	3,399,497	0.18045
1992	3,618,299	0.19654

表2：所得税関数のパラメータ推定結果

4) ただし『民間給与の実態』は給与所得者に対する調査で、家計に対して調査したものではない。

5) ただし括弧内は t 値を表す。

この結果をみると課税限度額はおよそ330万円から360万円ほどと考えられる⁶⁾。一方、社会保険料に関する推定結果は表3で係数はそれぞれ有意であり、フィットの程度は極めてよい。

年	m_2	n_2	R^2	SE
1990	45,702.7 (2.722)	0.061355 (24.313)	0.98665	17,975.65
1991	54,483.2 (2.944)	0.059800 (22.724)	0.99234	20,544.79
1992	59,825.6 (2.472)	0.059542 (17.728)	0.98751	25,662.92

表3：社会保険料関数のパラメータ推定結果

3.3 賃金率データの導出

賃金率は直接的に観測されないため、賃金率に対する仮定をすることで各家計に対して与えられる賃金率を求めなければならない。その際に所得税関数が必要となるが、すでに線形の所得税関数のパラメータが得られたので、それを用いて賃金率を導き出すことにする。分析においては十分位データを用いているが、各階層において賃金率の分布の程度が異なっているとすることが妥当であろう。そこで、賃金率は各階層間において、次の分布にしたがっていると

$$f(w) = \begin{cases} \frac{1}{\beta} \exp\left[-\frac{w-\alpha}{\beta}\right] & w \geq \alpha \\ 0 & w < \alpha \end{cases} \quad (13)$$

$$F(w) = \begin{cases} 1 - \exp\left[-\frac{w-\alpha}{\beta}\right] & w \geq \alpha \\ 0 & w < \alpha \end{cases} \quad (14)$$

6) 『財政金融統計月報』の夫婦子供二人の課税限度額と比べると、発表された値の280万円より全般的に高い。原因として考えられることは、現実的には所得税関数が凸関数としたほうがより望ましいが、分析を容易にする目的で所得税関数を線形としているために、フィットが悪くなる部分が生じることが考えられる。またデータの取扱いにおいて、非消費項目中における他の税及び他の非消費支出項目を所得税として一括処理したために、全体として税額が大きくなったことが考えられるであろう。

これはパラメータ β の指数分布のロケーションを変えたものである。 α は階層における最低賃金を表し、簡単な計算により、平均 $\alpha + \beta$ 分散 β^2 になる。

式 (14) を変型すると、

$$w = -\beta \log(1 - F(w)) + \alpha \quad (15)$$

各階層がこうした分布にしたがっているといった仮定を用いることによって、1992年の賃金率のデータを導き出すことにする。推定結果によると、1992年の課税限度額は3,618,266円である。この金額は第一階層の所得額3,313,560円と、第二階層の所得額4,223,292円の間にあるので、第一階層は課税限度額以下、すなわち Type 2 の家計であり、第二階層以上は課税限度額以上にあるので Type 1 の家計とする。

各階層において階層における最低賃金は、家計が余暇を選考することなくすべての所持時間を労働に投下して得られたとき C を得たと仮定する。すなわち、第一階層においては

$$C = (1 - n_2)w(1 - L) - m_2 \quad (16)$$

において、 $L = 0$ のとき $w = \alpha$ であるので、

$$\alpha = \frac{C + m_2}{1 - n_2} \quad (17)$$

また、第二階層から第十階層に関しては

$$C = (1 - n_1 - n_2)w(1 - L) + m_1 n_1 - m_2 \quad (18)$$

において、 $L = 0$ のとき $w = \alpha$ であるので、

$$\alpha = \frac{C - m_1 n_1 + m_2}{1 - n_1 - n_2} \quad (19)$$

一方で、階層間の平均に位置する人は、所持時間の半分を余暇に、もう半分を労働に投下していると仮定する。すなわち、 $w = \alpha + \beta$ のとき、 $L = 1/2$ とす

る。これより、第一階層について式 (16) より

$$\beta = \frac{C + m_2}{1 - n_2} \quad (20)$$

同様に、第二階層から第十階層に関しては、式 (18) より

$$\beta = \frac{C - m_1 n_1 + m_2}{1 - n_1 - n_2} \quad (21)$$

となり、よって第二階層から第十階層において、 w_i は平均 $2\left(\frac{C - m_1 n_1 + m_2}{1 - n_1 - n_2}\right)$ で、また一方分散についても $\left(\frac{C - m_1 n_1 + m_2}{1 - n_1 - n_2}\right)^2$ を持ち、所得の高い階層に移るにしたがって、平均も分散も大きくなるというわれわれの直感と一致する望ましい性質を持つ。これによって各階層において $F(w)$ の値を0.005から0.995まで0.01刻みで動かすことで100個のデータを得ることができ、十階層あわせて、1,000個のデータを得ることができる。

3.4 余暇と可処分所得の代替弾力性の導出

求められた賃金率を用いて家計の代替の弾力性を求めることにすると、第一階層に限っては Type 2 の家計であったので

$$L = \frac{w(1 - n_2) + m_2}{w(1 - n_2) + (a/b)^\sigma w^\sigma (1 - n_2)^\sigma} \quad (22)$$

$$C = \frac{(w(1 - n_1) - m_2)(a/b)^\sigma w^\sigma (1 - n_2)^\sigma}{w(1 - n_2) + (a/b)^\sigma w^\sigma (1 - n_2)^\sigma} \quad (23)$$

という余暇と可処分所得を選択したことになる。また第二階層から第十階層は Type 1 の家計であったので、

$$L = \frac{w(1 - n_1 - n_2) + m_1 n_1 - m_2}{w(1 - n_1 - n_2) + (a/b)^\sigma w^\sigma (1 - n_1 - n_2)^\sigma} \quad (24)$$

$$C = \frac{(w(1 - n_1 - n_2) + m_1 n_1 - m_2)(a/b)^\sigma w^\sigma (1 - n_1 - n_2)^\sigma}{w(1 - n_1 - n_2) + (a/b)^\sigma w^\sigma (1 - n_1 - n_2)^\sigma} \quad (25)$$

という余暇と可処分所得の組み合わせを選んだことになる。ここで a/b は与えることにしてやると、 C はデータにより得ることができるので、 σ 以外はすべて既知である。式 (23), (25) を変型することで、第一階層の賃金データと可処分所得のデータにより

$$\sigma = \frac{\log w + \log(1 - n_2) + \log C - \log[w(1 - n_2) - C - m_2]}{\log(a/b) + \log w + \log(1 - n_2)} \quad (26)$$

同様に第二階層から第十階層については

$$\sigma = \frac{\log w + \log(1 - n_1 - n_2) + \log C - \log[w(1 - n_1 - n_2) - C - m_1 n_1 - m_2]}{\log(a/b) + \log w + \log(1 - n_1 - n_2)} \quad (27)$$

で家計ごとの代替率 σ を求めることが可能になる。以上により、われわれは 1,000組の家計ごとの賃金率と代替の弾力性の組を得ることができる。

3.5 導出されたデータ

導出されたデータの特性をみるために、各階層ごとの弾力性と賃金率に関する平均と標準偏差を求めると表 4 のとおりになる。なお代替の弾力性データの作成にあたっては $a/b = 10^8$ を使用した。

階層	平均弾力性	平均賃金率 (円)	$L=1/2$ としたときの平均所得 (円)
1	.47424	6,330,242	3,165,121
2	.48041	8,258,055	4,129,028
3	.48231	9,901,031	4,950,516
4	.48346	11,003,047	5,501,526
5	.48501	12,623,866	6,311,933
6	.48589	13,622,502	6,811,251
7	.48674	14,655,985	7,327,993
8	.48840	16,848,938	8,424,469
9	.48975	18,821,058	9,410,529
10	.49229	23,111,218	11,555,609

表 4：賃金率と弾力性

賃金率に関しては前述したように、階層が高くなるにつれ平均が大きくなっていく。また弾力性に関しては階層が高くなるにつれ、弾力性が大きくなっていくことが読取れる。このことは賃金率の高い高所得者層ほど、政府の所得税制政策等による変化に対し労働供給量が変化し易いことを示している。

4. シミュレーション結果

4.1 所得税制の変化による影響

まず、得られたデータを用いて、所得税関数のパラメータである m_1 , n_1 を変化させることで、政府の所得税制の変化による政府の所得税税収、課税前、課税後所得の推移、相対的な所得分配の状況を追跡した。地方税も含む1992年の所得税制のパラメータはおよそ課税限度額 m_1 が360万円、限界税率 n_1 が0.2であった。シミュレーションにおいては、課税限度額 m_1 を200万円から500万円に20万円刻みで、限界税率 n_1 を0から0.4に0.02刻みで動かすことで、税制の変化が与える影響を追った⁷⁾。以下分析において得られた結果を示す⁸⁾。

その結果は地方税をも含めた一般政府の所得税の総額は図3のようになる。それによると、限界税率が高いほど税収が高いが、その税収の増加の程度は課税限度額を高めるに依りて減減する。政府当局として所得税額を最大にするには、単純に課税限度額を引下げ、一方で税率を高くすれば良い⁹⁾。この税収の特徴的なことは、パラメータの変化にたいし極めて敏感に反応することである。計算を行った範囲内でも、税収を現在の三倍以上にも引上げることが可能である。

7) 分析において留意しておかねばならないことは、課税限度の変化は課税限度に達している各家計に対しても直面する税率が変化することである。

8) 分析における図3～5の表示は現在の税制と同じ水準を0%で、またその他の数値は現在水準との差異を百分率で表示している。

9) ここでは最大の限界税率40%を最大として計算を行っている。もし限界税率をさらに高めれば、各家計は余暇を犠牲にし所得を得ることよりも余暇時間を選好するため、税収は減少するであろう。計算によると、課税限度額にもよるが、限界税率がおおよそ75%以上になると逆に税収が低下する。しかしながら、限界税率が75%以上になるのは現実的でないため省略している。

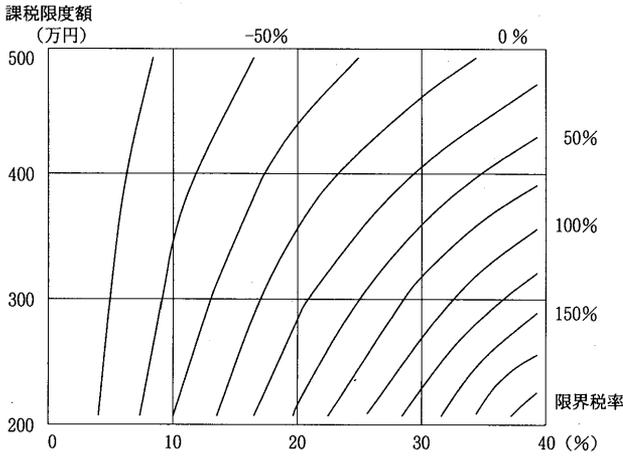


図3：所得税総額

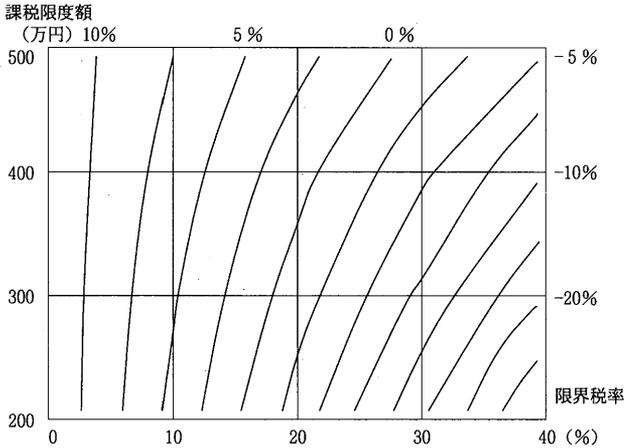


図4：課税後所得総額

次に、家計の課税後の所得総額は図4のようになり、政府の税金とほぼ反対の結果を示す。限界税率が高まれば課税後の所得額が減少するが、家計自身の可処分所得が小さくなることより当然のことといえる。ただしその減少の程度は、課税限度額が高まるに従い、限界税率の変化に敏感になる。

図5の家計の課税前の所得総額は先ほどの所得税収と課税前の所得総額を合わせたものであるが、それらと極めて異なった結果を示している。もっとも課税前の所得総額が高いのは課税限度を低く設定し、限界税率を大きくした場合

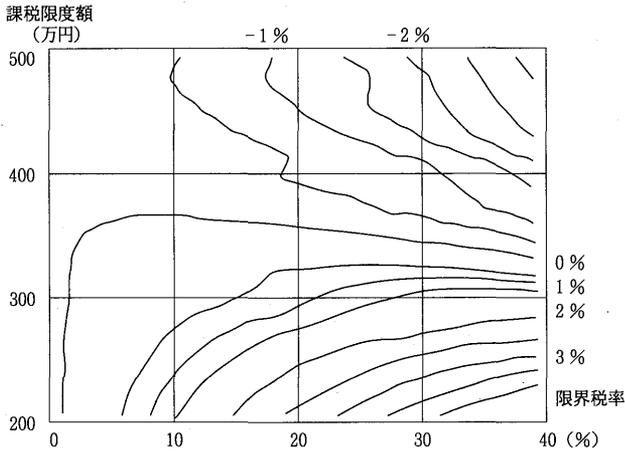


図 5：課税前所得総額

である。一方もっとも課税前の所得総額が低いのは、課税限度額も限界税率も高い場合である。この変化は税金、課税後の所得及び社会保険料総額を合わせたものであるが、その大部分を占める税金と課税後の所得がほぼ正反対の動きを示していたために、それらを合成した課税前の所得は前述したふたつの効果が相殺され、全体的な変化は大きくない。この変化についての解釈は難しいが、単純に税制が限界税率からのみなるものではなく、課税限度額が深く影響していることがうかがわれる。すなわち課税限度額が大きくなると実際に所得税に直面しない家計が増加し、各家計に対する所得税額が小さくなるので、それが全体的に影響を与えているものと考えられる。

最後に変動係数を用いて、相対的な所得分配について変化を追ってみると、図6のようになる。これによると課税限度額を大きくし、限界税率も大きくすると相対的な所得分配のばらつきが小さくなることがわかる。このことは対象となる主な税負担者が高所得者層に限られ、全体的にみると相対的に所得分配の均等化が進行し、平等化したためであると考えられる。

4.2 現行税制の改革による功罪

現行税制を変更する場合、現行以上にすべての家計の効用が改善されることはほとんどなく、いずれかの所得層に対し不利益をもたらす場合が生じる。所

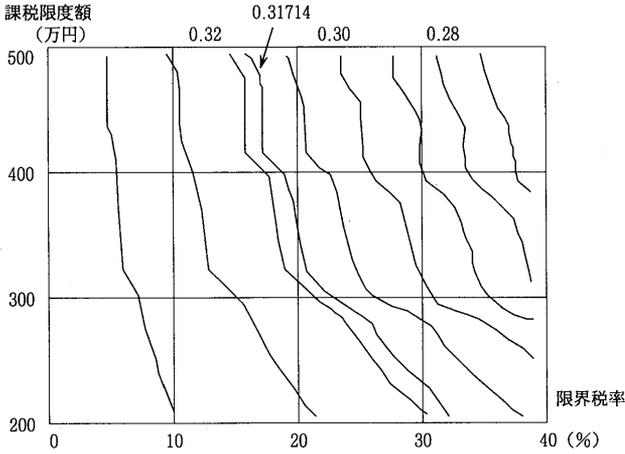


図6：変動係数による所得分配の評価

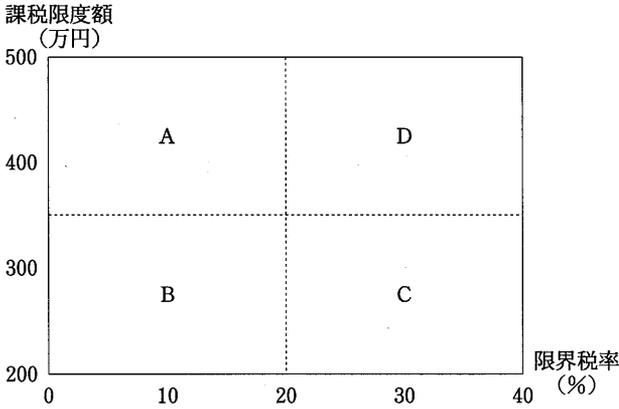


図7：所得税制改革の方向

得税制を変更する方向はおもに4通りにわけることができる。それは図7である。なお、現行の所得税制は、課税限度額が360万円、限度税率が20%で表している。

ここで領域Aは現行に比べ、すべての家計にわたって税率が引下げられることより、社会的に容認される。また領域Cはまったく逆で、すべての家計にわたって税率が引上げられるため社会的に容認されない。また領域B、Dは、それぞれ現行より高い税率に直面する家計と低い税率に直面する家計が生じ、

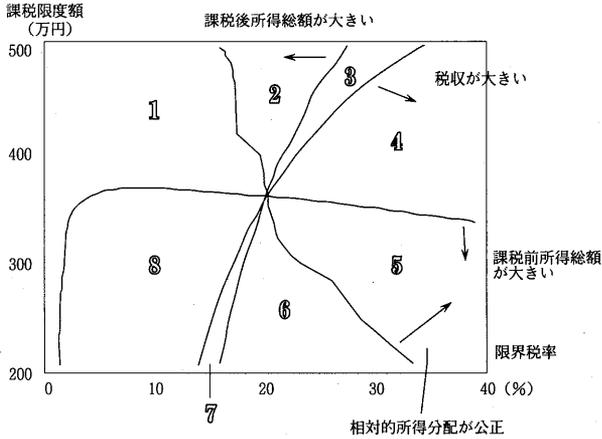


図 8：現行所得税制との比較

利害関係が生じるため判断が難しい。総じていうと領域 B は高所得家計に、領域 D は低所得家計に有利である。

同様に、現行財政と同額の税金、課税前所得、課税後の所得の総額、さらに現在と同水準の相対的所得分配を表したものが図 8 である。図より税制システムを変更することより、八通りの場合が考えられる。それをまとめると、表 5 のようになる¹⁰⁾。

領域	T	Y_A	Y_B	S
1	-	+	-	-
2	-	+	-	+
3	-	-	-	+
4	+	-	-	+
5	+	-	+	+
6	+	-	+	-
7	+	+	+	-
8	-	+	+	-

表 5：8 通りの所得税制の方向

10) 表において税金、課税前所得、課税後所得総額に関しては+は現行の税制よりも金額が大きいことを示している。また一方で相対的な所得分配に関しては変動係数でみて現行の所得分配よりばらつきが小さくなった場合に、所得分配に関し改善がみられるという意味で+で表現している。

表5の結果より以下の結果をえることができる。まず政府が税収を最低限今の水準を維持したうえで税制改革を行おうとしても、課税前所得、課税後所得の総額、及び相対的所得分配面での改善を同時に達成することはできない。課税後の所得の減少か、所得分配の面での不平等の拡大かのいずれかの選択に迫られる。すなわち、所得でみた効率性と公平性のトレードオフに直面する¹¹⁾。どちらの基準をより重要視するかは、民意をふまえた上で政策担当者の判断により異なってくる¹²⁾。より効率性を重視すると現行の所得税制の組合わせよりはむしろ領域7が望ましい。そのパラメータの組合わせは表6のとおりである。ただし表に示している金額は、すべて一人あたりになおした金額を表示しており現行税制制度との増減、及びその百分率を示している。

このとおり、より効率性を重視すると、現在の税制よりも税収の面からも、課税の結果得られる所得からも、より望ましい組合わせが存在するので、現在

政策	m_1 (万円)	n_1 (%)	T/N (円)	Y_A/N (円)	Y_B/N (円)	S
現行	360	20	642,959	5,668,137	6,311,097	0.3171
1	320	18	649,612 +6,653 (+1.10%)	5,693,613 +25,476 (+0.45%)	6,343,225 +32,128 (+0.51%)	0.3217
2	280	16	644,001 +1,042 (+0.16%)	5,714,807 +46,670 (+0.82%)	6,358,808 +47,711 (+0.76%)	0.3301
3	260	16	678,523 +35,564 (+5.53%)	5,695,110 +26,973 (+0.48%)	6,373,634 +62,537 (+0.99%)	0.3313
4	240	16	713,045 +70,086(+10.11%)	5,675,411 +7,274 (+0.13%)	6,388,457 +77,360 (+1.23%)	0.3325
5	220	14	652,335 +9,376 (+1.46%)	5,738,949 +70,812 (+1.25%)	6,391,284 +80,187 (+1.27%)	0.3355
6	200	14	682,230 +39,271 (+6.11%)	5,721,781 +53,644 (+0.95%)	6,404,011 +92,914 (+1.47%)	0.3366

表6：現行より税収と課税前所得総額が多い所得税制

- 11) ここで「効率性」という用語は通常ミクロ経済学で用いられている意味と異なっている。ここでは単純に、社会全体及び一人あたりの所得額が増大するという意味で用いている。
- 12) このトレードオフは、当然制約条件として政府の税収を一定にした上でという条件のもとでも当てはまる。

の所得税制は効率的な面からは最適とはいえない。

そこで、現在の所得税制と、課税限度額が200万円で限界税率が14%のときの政策6所得税制の違いを図示すると、図9のようになる。この二つの所得税額を比べると、現在の所得税制に比べ、課税限度額が200万円で限界税率が14%のときの所得税制はより低所得者層において課税を大きくし、一方で高所得者層において課税限度を引下げること、賃金率の低い家計の労働供給量の減少を招くが、賃金率の高い家計の労働供給の増加により低所得者層の所得の減少分以上に高所得者層の所得増加分が大きいので、社会全体でみると所得がより増加したためと考えられる。

言替えると、現行税制以上に限界税率を引下げ、税率も引下げること、家計全般にわたって薄く広く課税することにより家計の行動を効率的にし、社会全体でみるとより多くの所得税収や所得総額を得ることができるといえる。しかしながらこの政策は所得税制体系の変更により、現行の税体系における既得権を失う層が拡大するにつれ実行が難しくなる。

また一方で公平性を重視すると、課税前の所得の総額も現行以上になるという面で、領域5の範囲に所得税制のパラメータを配置することが望ましい。この税制は課税限度額を下げ限界税率を高くすることで、ある程度の効率性を維持したまま、各家計のえられる課税後の所得のばらつきを改善しようとするものである。けれども、この政策には重大な欠点がある。それは所得税改革の方向が図7の領域Cに属することから、すべての家計において所得税率が高まる

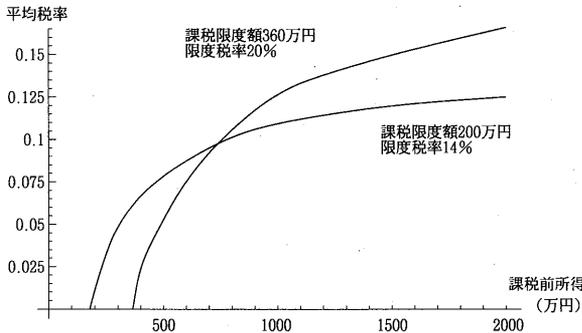


図9：二つの所得税制

ので、社会的にみて決して容認されない。

4.3 1993年税制改革論議について

1993年末現在、政府の景気対策のひとつとして所得税減税が打出されているがその規模方法等については具体的には決定していない。一説には5兆円から10兆円規模といわれるが、それは所得税と地方税によってえられる税収60兆円強の8%から16%にあたと考えられる。したがって今までの計算を拡張し、一般政府（地方自治体も含む）が8%から16%の減収を見込んだ上で影響を考察することにする。実際の所得税制の変更に関しては、課税限度額を引上げることと、限界税率を引下げることが各家計に対する所得税率を引下げのため、実施しやすい。すなわち領域Aが実施されるとすると、計算範囲内においては表7の三通りが実行可能である。

政策	m_1 (万円)	n_1 (%)	T/N (円)	Y_A/N (円)	Y_B/N (円)	S
A1	360	18	578,956 -64,004 (-11.1%)	5,733,667 +65,530 (+1.16%)	6,312,622 +1,525 (+0.024%)	0.32050
A2	400	20	563,585 -79,374 (-14.1%)	5,712,839 +44,702 (+0.79%)	6,276,424 -34,673 (-0.549%)	0.31592
A3	380	18	543,627 -99,333 (-15.4%)	5,753,695 +85,558 (+1.51%)	6,297,322 -13,775 (-0.218%)	0.31995

表7：実行可能な所得減税政策

表7より、もし政府が労働供給面からも景気浮揚の要因を整備しようとするのであれば、効率性を重視し課税限度額を現在の水準に維持したままで限界税率を2%程度下げような政策A1をとればよい。そのとき全体的な所得水準を高める。そのかわり課税後の相対的所得分布のばらつきを大きくし所得分配面に関する不公平感を招くことを許容せねばならないだろう。一方、所得分配を公正にするのが目的であれば政策A2を、課税後の所得分配を大きくするのが目的であれば政策A3を適用すればよい。ただしA2やA3の政策は、1993年末現在の労働供給面から経済を活性化しようとする政策目標とは異なるため選択されるべきではないであろう。

一方政策 A1 は、社会全体の課税前の所得をわずかに上げるだけであり、所得税収が一人あたりにして64,004円減少に対し、課税前所得がわずかに1,525円であるから、労働供給面からの経済活性化政策としては大きな力を与えない可能性が高い。言替えば、すべての家計が容認できるような領域 A の所得税減税政策には限界がある。それよりは、効率性を重視した領域 B の所得政策の欠点である低所得者層の課税の増大を緩和する方向で政策を実施した方がよい。具体的に今回の税制改革の規模により効率性重視の政策は表 8 のようになる。

政策	m_1 (万円)	n_1 (%)	T/N (円)	Y_A/N (円)	Y_B/N (円)	S
B1	320	16	576,943 -66,015 (-10.27%)	5,763,401 +95,264 (+1.68%)	6,340,345 +29,248 (+0.46%)	0.32487
B2	280	14	562,649 -80,310 (-12.49%)	5,790,439 +122,302 (+2.16%)	6,353,088 +41,991 (+0.67%)	0.33241
B3	260	12	582,986 -59,974 (-9.33%)	5,807,055 +138,918 (+2.45%)	6,390,040 +78,943 (+1.25%)	0.33818

表 8：効率性重視の所得減税政策

以上よりある程度民意を反映し、かつ効率性を重視した実行可能な所得減税政策は、B1～B3 の方向であり、課税限度額を引下げることで一部の低所得者層に負担増という不利益を生じるが、社会全体としては現行よりも労働意欲の増大により、課税後所得総額を拡大できるものと考えられる。

5. おわりに

この論文においては家計が所得税制を考慮した上で、労働供給面からの経済活性化の方向を考察した。分析結果によると、すべての人にとって受入れられる形で現行の税制システムを変更しようとする、効率面、分配面においてトレードオフが成立しているために、一般政府の税収を一定にした上で、効率面、公正面の両者を同時に現行制度以上に改善することは不可能である。そして、たとえ減税政策であってもすべての家計にとって受入れられる所得税制改革は、課税前所得を改善させる可能性はあっても、その効果は微々たるものであ

るという悲観的な見解が得られた。したがって、減税政策においても、効率性、公平性いずれかの面で妥協をせざるを得ないであろう。もちろん、効率性、公平性に関して、このどちらを重視するかはあくまでその時点における民意や政策担当者の判断にゆだねられるべきで、この価値観の是非について議論すべきではない。ただ1993年末現在の目的からいえば、労働供給面から経済の活性化を志向し効率性を重視する事は理にかなっており、その意味では政府の答申案のように、中高所得者層の税負担を軽くなるような税制システムは正当化されるであろう。しかしながら、一方でそのような税体系の改革は、課税後所得の相対的な不平等感を増大させることを意識する必要がある。

分析においては、現行の税制に変化を加えることで、一般政府の現行税収を維持し、しかも現在よりも生産性の高まる税制が可能であった。それは限界税率も課税限度額も適度に引下げることであった。すなわち高所得者層の税負担を現行より引下げ、一方で低所得者層の税負担を引上げることで達成が可能である。しかしながらこの政策を極端に実施しようとする事は、税制を改革することにより既得権を剥奪される層の割合が大きくなることと、社会的弱者への救済の思想とは相いれないことより、現実的には税制システムの変更に關して、かなり多くの抵抗が予想される。たとえ所得減税政策であっても、効率性を重視して所得税制を変更する以上、現行の制度より不利益を受ける層が生じることは不可避であって、それゆえ効率性を重視し税制改革を行うには、効率性を重視することによって現行の制度より不利になる層の規模を縮小し、その程度を軽減するといった妥協を含んだ方向で減税政策を実施すべきであると考えられる。

参 考 文 献

- [1] Atkinson A. B., (1970) "On the measurement of inequality" *Journal of Economic Theory* 2, pp. 244-263.
- [2] 本間正明, (1991) 「日本財政の経済分析」創文社
- [3] Lambert P. J., (1989) *The Distribution and Redistribution of Income*. Blackwell.

- [4] Stern N. H., (1976) "On the Specification of Models of Optimum Income Taxation" *Journal of Public Economics* 6, pp. 123-162.
- [5] Tuomala M., (1990) *Optimal Income Tax and Redistribution*. Oxford University Press.
- [6] Zabalza A. and Arrufat J., (1988) "Efficiency and equity effects of reforming the British system of direct taxation: a utility-based simulation" *Economica* 55, pp. 21-45.